

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（群馬県）

1 期間 令和8年度第2四半期（7月～9月）

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取市町村数 (予定も含む)	
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品						
野菜類		3	四半期に2回	4	4	
果実類		3	四半期に2回	3	1	
きのこ・ 山菜類	栽培きのこ類	2	週1回	63	16	
	野生きのこ・ 山菜類	未確定	不定期	未確定	未確定	
野生鳥獣肉		捕獲状況による	随時	捕獲状況による	捕獲状況による	
穀類	麦	3	四半期に1回	3	1	
海産魚種		/				
内水面魚種		0	-	-	-	
小計		/				
計		11	/		73	22

群馬県放射性物質検査計画(令和8年度第2四半期)

区分	対象品目		検査時期			検査頻度	採取地域等	備考欄	担当課
	分類	品目	7月	8月	9月				
C	野菜類	生産状況等地域の要望に応じた品目	○	○		四半期に2回	市町村		農政課
	果実類		○		○	四半期に2回	市町村		
C	栽培きのこ類	原木しいたけ	○	—	○	週1回	市町村	発生状況等による	林業振興課
		乾しいたけ	—	—	—	不定期	市町村	発生状況等による	
		その他栽培きのこ類	—	—	—	不定期	市町村	発生状況等による	
B	野生きのこ・山菜類	野生の山菜類	○	—	○	不定期	市町村	発生状況等による	
A	野生鳥獣肉	野生鳥獣肉	○	○	○	随時	捕獲状況による	捕獲状況による	自然環境課
C	穀類	生産状況等地域の要望に応じた品目	○			四半期に1回	市町村		農政課
C	水産物	内水面魚種	—	—	—				蚕糸特産課

※区分「A～C」については、令和8年3月30日付けで原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(以下、ガイドラインという。)に基づく対象品目を以下のとおり区分(令和7年4月1日～令和8年2月28日までの検査結果に基づく)したものである。

A: 県内産で基準値(水産物においては基準値の1/2)を超える放射性セシウムが検出された品目

B: 県内産で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

C: その他(継続的なモニタリング検査が必要な品目、ガイドラインの別表(1)又は(2)において検査対象として指定されていない他の品目)

※品目別の計画は別紙のとおり

群馬県放射性物質検査計画(令和8年度第2四半期)の品目別内訳

(別紙)

	品目	採取地()内は検体数	検体数計	小計
野菜類	トマト	沼田市(1)片品村(1)	2	4
	ナス	川場村(1)	1	
	レタス	昭和村(1)	1	
果実類	ブルーベリー	川場村(1)	1	3
	モモ	川場村(1)	1	
	ブドウ	川場村(1)	1	
栽培きのこ類	原木生しいたけ	渋川市(7)、前橋市(7)、伊勢崎市(2)、榛東村(1)、高崎市(6)、安中市(5)、藤岡市(2)、上野村(1)、富岡市(9)、下仁田町(5)、甘楽町(5)、中之条町(4)、東吾妻町(3)、桐生市(3)、みどり市(2)、太田市(1)	63	63
	その他栽培きのこ類	不定期(発生状況等による)	未確定	
野生のきのこ山菜類	野生のきのこ・山菜類	不定期(発生状況等による)	未確定	
野生鳥獣肉	捕獲状況による	捕獲状況による	捕獲状況による	
穀類	二条大麦	前橋市(1)	1	3
	六条大麦	前橋市(1)	1	
	小麦	前橋市(1)	1	
水産物				